

「規制改革推進に関する答申」

主要事項説明資料

令和 7 年 6 月
内閣府規制改革推進室

※ 本資料は、「規制改革推進に関する答申」（令和 7 年 5 月 28 日規制改革推進会議決定）の主要な規制・制度改革事項についての説明資料です。なお、説明は簡明なものとしているため、各事項の詳細及び引用等については、直接「規制改革推進に関する答申」の本文をご参照ください。

目次

I. 地方創生

- P.1 膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）
- P.2 地方の移動の足不足の解消（ライドシェア、乗合タクシーの制度改善、自動運転タクシー実現のための制度整備）
- P.3 在宅医療における円滑な薬物治療の提供
- P.4 一般用検査薬への転用の促進

II. 賃金向上、人手不足対応

- P.5 スタートアップの柔軟な働き方の推進
- P.6 時間単位の年次有給休暇制度の見直し
- P.7 デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

III. 投資大国

- P.8 スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方を見直し
- P.9 賃金デジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大
- P.10 水素社会の実現に向けた規制改革

IV. 防災・減災

- P.11 迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進
- P.12 救急救命処置の範囲の拡大

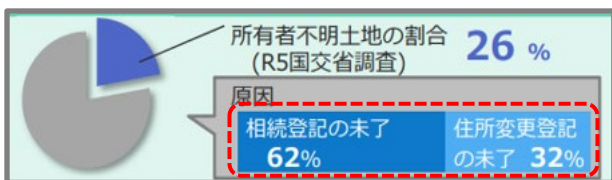


膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）

- 相続や住所変更の登記が未了の「所有者不明土地」が国土の1/4超に上る中、土地を活用する際、**所有者（登記名義人の子孫等）の探索に数か月以上（長い場合は数年）を要する。**
 - このため、公共事業等に係る**所有者探索を法務局が無償で行う制度**（法律等に根拠がある事業等に限定）について、**条例や補助金交付要綱に根拠がある事業まで対象を拡大するよう見直し。**これにより、耕作放棄地の活用や半導体工場の建設などにも適用可能に。（答申プロセスの中で、法務省と先行的な制度改正を実施することに合意し、令和7年4月に新制度が開始）。今後、建物への適用拡大を検討。
 - また、**土業者が戸籍証明書等をオンラインで請求できる仕組みを新たに創設**（令和7年度結論等）。
- ➔ **所有者探索コストを抜本的に低減し、農地集約や工場建設等に関する土地流動性を高め、地域産業を活性化。**

＜所有者不明土地特措法第44条に基づく長期相続登記等未了土地解消事業（現行では法律等に根拠のある事業等に限定）の対象に、条例や補助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業を追加するよう通知等を改正＞

【所有者不明土地】

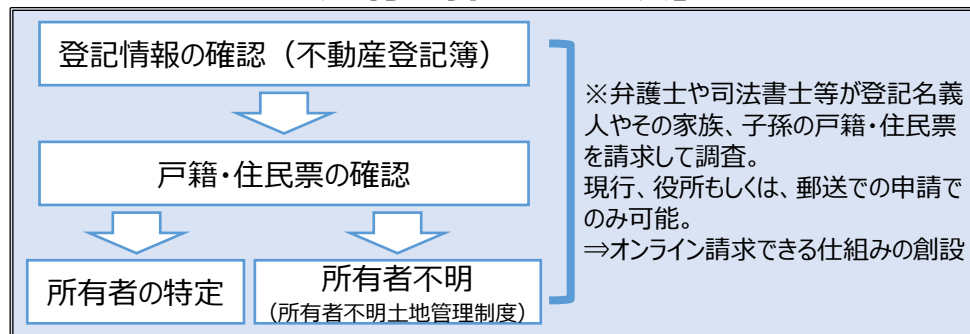


（出典）第1回地域産業活性化WG（令和6年9月30日）
法務省提出資料



（出典）東北農政局「所有者不明の遊休農地の再生利用」

【所有者探索プロセス】



（出典）第2回地域産業活性化WG（令和6年11月26日）資料1-1を元に規制改革推進室作成

【所有者探索に時間を要した事例】

堤防を建設しようとした際に所有者が1,000名超となり数年を要した。

福島県

東日本大震災の復興において、地方公共団体の依頼で事業用地取得のため、土業10名で半年以上かけ探索し、200筆の土地に相続人が約50名見つかった。

宮城県

農業法人の農地等取得に際して、相続人の所在不明により3年経過後も取得できていない。

福島県

（出典）自治体へのヒアリングを基に規制改革推進室作成

地方の移動の足不足の解消（ライドシェア、乗合タクシーの制度改善、自動運転タクシー実現のための制度整備等）

- 全国の移動の足不足と地域交通の担い手不足を解消するため、令和6年3月末に自家用車活用事業（日本版ライドシェア）が創設。大都市部のアプリ配車のマッチング率の改善など、一定の成果。
- 他方、各種調査結果からは、特に**中小都市ほど移動の足不足が深刻であり、自宅が市内中心部等から離れるほどタクシー確保の困難度が高まる**、宿泊・飲食業では**タクシー確保が困難であることで業務上支障が生じている**、といった実態。
- このため、**骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など※、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。**①自家用車活用事業の時間帯等を、**地域の実情に応じて緩和**、②乗合タクシー等の導入手続きの**明確化・迅速化**、③自動運転タクシーの導入を見据え、**自動運転車の安全確保に関するガイドラインの具体化等**を実施。

※通院・介護、通勤・通学、買い物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など。

→ **すべての地域で、住民や観光客が、必要時に、円滑に移動できる「移動の自由」が確保される社会**を目指す。

<道路運送法第78条第3項（「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき」は自家用車の有償運送可）。国土交通省通達において、稼働可能な時間帯等が制限されている点を緩和 等>

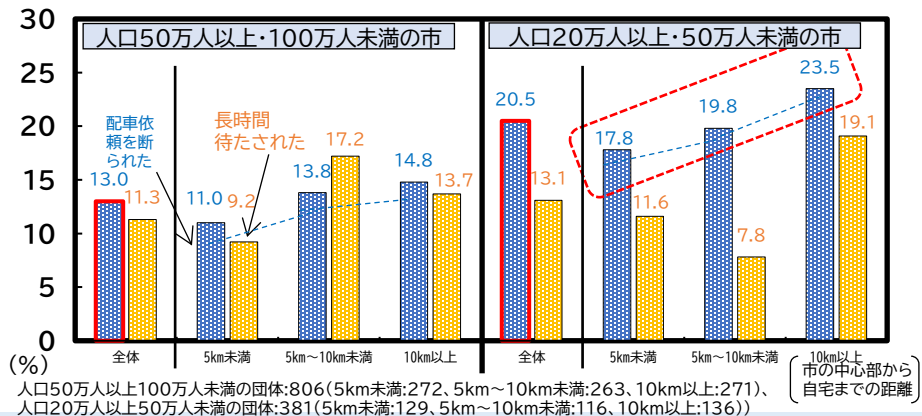
中小規模 団体



団体規模が小さくなるほど、また、自宅が最寄りの公共交通機関の駅や市内の中心部から離れている人ほど、地域公共交通の不便さ、タクシー手配の困難度等が深刻。

※中規模団体調査 ※複数回答

図 自宅周辺でタクシー手配に困った経験の内容(市内中心部からの距離別)



※出典: 中小規模団体の移動実態に関する調査結果(令和7年4月内閣府規制改革推進室)

駅の 乗り場



駅前のタクシー乗り場に注目すると、大・中規模団体では雨天時・夜間に、観光地では人の移動が活発な日中に、タクシー手配が困難な状況。また、その他の条件では駅前の乗り場での長い待ち時間は発生せず、タクシーの手配の困難は、駅前以外の場所で発生。

大宮駅

(埼玉県さいたま市:人口134.5万人)

23時以降から30組以上の行列が発生。25時頃から常に30分以上の待ちが発生(待機車両が無し)。(4/18(金))
(東口24時40分頃)



箱根湯本駅

(神奈川県足柄下郡箱根町:人口1.1万人)

行列は日中に集中し、19時以降はほぼ発生せず。2～3組の行列でも、20分以上の待ちが発生。(4/19(土))
(13時40分頃)



※出典: 地方の駅等におけるタクシー手配の容易性に関する調査結果(令和7年5月内閣府規制改革推進室)

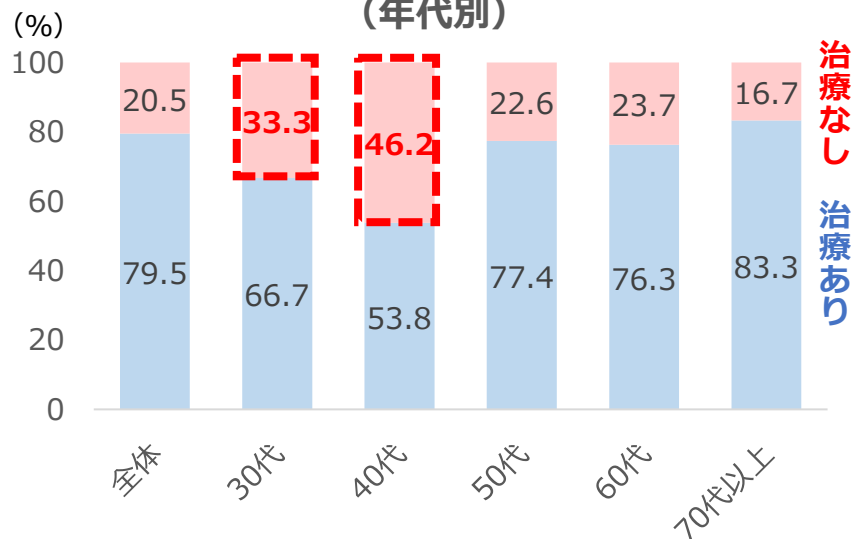


一般用検査薬への転用の促進

- 血糖値やコレステロール値の検査薬など**穿刺血**^{せんしけつ}（指先から採取する微量な血液）を用いた検査薬のOTC化※は、厚労省通知にて、**一律で認められていない**。 ※Over The Counter の略。薬局・薬店で購入できるようにすること。
 - こうした中、医療機関に受診する時間がとれない**現役世代を中心に、糖尿病等の治療が遅れている実態**。新型コロナも契機に、健康状態の日常的な把握・管理の意識が高まる中、**病気の早期発見・受診・治療につなげていくことが重要**。
 - 穿刺血を用いた検査薬のOTC化に係る課題等の調査を実施した上で、**厚労省通知を改正し、適正な使用の下で病気の早期発見等につながる検査薬のOTC化を実現**。【令和7年度調査実施、令和8年度検討・結論・措置】
※まずは血糖値検査薬のOTC化を実現。そのほか、コレステロール値などの生活習慣病関係、梅毒やHIVなどの性感染症関係の検査薬についても検討。
- ➔ **セルフケア・セルフメディケーションを推進し、病気の早期発見・受診・治療を実現**。また、**医療費抑制等の効果も期待**。

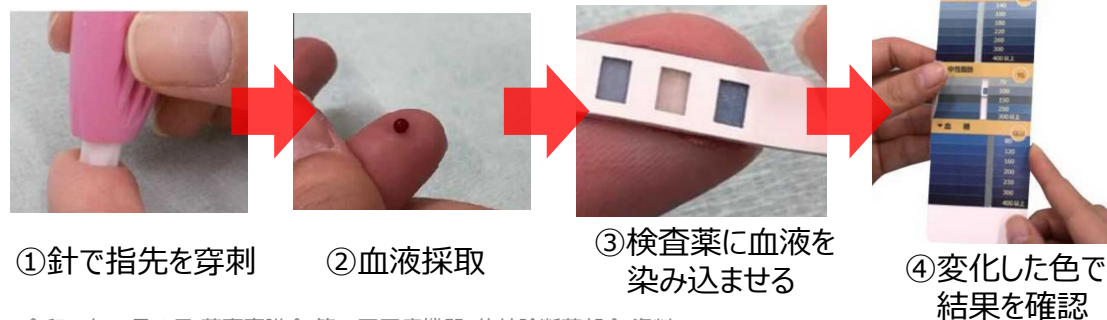
<薬機法で承認される一般用検査薬の基準に係る厚労省通知において、穿刺などは侵襲があるため検体の採取方法として不適当としている点を、負担が小さい場合（低侵襲）は適当とするよう改正>

【糖尿病が強く疑われる者※の治療の有無】
（年代別）



※ HbA1c(NGSP)値が6.5%以上又は身体状況調査の現在の糖尿病治療の有無に「有」と回答した者。HbA1c(NGSP)値は、5.6%未満が「平常型」、5.6%～5.9%が「要注意」、6.0%～6.4%が「糖尿病が否定できない」、6.5%以上が「糖尿病型」。

【穿刺血を用いた血糖値検査薬の例】



令和5年9月6日 薬事審議会 第2回医療機器・体外診断薬部会 資料1-1
（一般社団法人日本臨床検査薬協会・日本OTC医薬品協会提出資料）より引用

【OTC化に向けた課題等】

- ・検査薬を使用する消費者のリテラシーごとに必要なアプローチ、医療機関につながる仕組みの構築、販売する薬剤師の資質を担保するための研修の整備等に課題。
- ・近年の技術進歩により、感染症や穿刺に伴う負担など安全性のリスクは軽減可能。

「「低侵襲性の穿刺血など血液検体を用いた検査薬」の一般用検査薬への転用等に関するとりまとめ」（令和7年3月14日薬事審議会医療機器・対外診断薬部会決定）をもとに作成



スタートアップの柔軟な働き方の推進

- スタートアップで働く労働者からは、自己の成長や仕事の成果を出す上で働く場所や時間に制約されたくないとの声。また、スタートアップでは労働時間と成果が必ずしも連動しないことから、裁量労働制※の適用を望む声。
※予め労使間で定めた時間を労働時間とみなして賃金が支払われる労働形態（労働基準法第38条の3及び同法第38条の4）
 - 一方、裁量労働制の対象業務が限定的であり、対象業務と非対象業務の混在が認められないこと等から、一人が複数業務を担当することが一般的なスタートアップでは適用が困難。また、労使委員会の設置等の導入要件も障壁。
 - このため、スタートアップが裁量労働制の適用等に際し直面する課題、労働者の就労実態や希望する働き方等に関する調査を行った上で、スタートアップの柔軟な働き方に資する方策を検討。（令和7年度検討開始等）
- ➔ スタートアップの労働者が柔軟に働くことができる環境を整備し、スタートアップの更なる成長を促進。

＜労基法に規定する裁量労働制及び労基法に基づく厚労省通知で規定する管理監督者の該当性判断の明確化等の検討＞

【スタートアップの重要性】

＜定性的価値＞

- ・新産業の創出による経済成長のドライバー
- ・イノベーション創出のための先駆者
- ・生産性向上の牽引役
- ・将来の所得や財政を支える新たな担い手
- ・雇用創出の重要な役割
- ・社会課題解決の主体

＜定量的価値＞



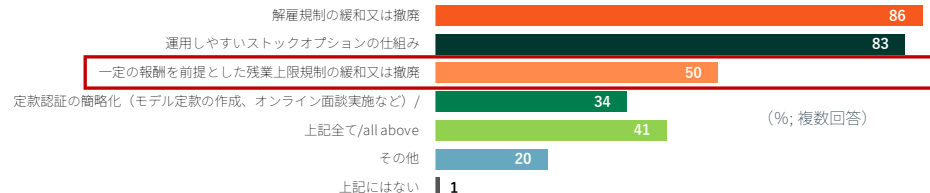
（出典）令和7年4月25日「第4回働き方・人への投資ワーキング・グループ」一般社団法人スタートアップ協会御提出資料を規制改革推進室が一部加工

【企業における裁量労働制の有無】（単位：％）

企業規模	専門業務型		企画業務型	
	制度がある企業	適用を受ける労働者	制度がある企業	適用を受ける労働者
令和6年調査計	2.2	1.4	1.0	0.2

（出典）厚生労働省「令和6年就労条件総合調査結果」を基に規制改革推進室作成

【スタートアップの成長に寄与する制度要望】



（出典）令和7年4月25日「第4回働き方・人への投資ワーキング・グループ」一般社団法人スタートアップエコシステム協会御提出資料を規制改革推進室が一部加工

【裁量労働制をめぐるスタートアップの声】

専門業務型裁量労働制の対象に、上場準備に関する業務等、スタートアップに特有の高い専門性・裁量性が求められる業務を追加してほしい

一定の要件を満たす場合には時間外労働の上限規制の柔軟な運用を認めてほしい

企画業務型裁量労働制の導入に必要な労使委員会の設置等が手続負担等の面から制度導入の障壁となっている

（出典）令和7年4月25日「第4回働き方・人への投資ワーキング・グループ」一般社団法人スタートアップ協会御提出資料、社会保険労務士事務所コルベ金山杏佑子代表御提出資料を基に規制改革推進室が一部加工



時間単位の年次有給休暇制度の見直し

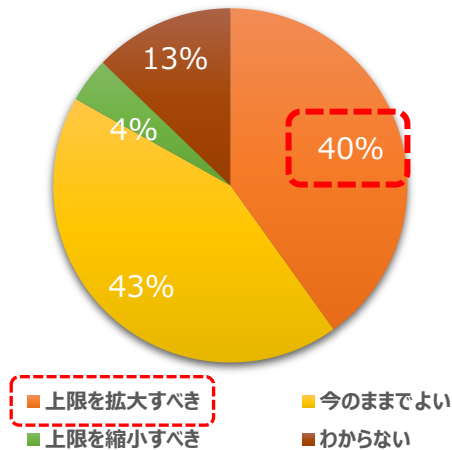
- 年次有給休暇は「日」単位での取得が原則※だが、労働基準法に基づき、労使協定の締結により年に5日を上限として時間単位での取得が可能。一方、労働者や経済界からは、より柔軟な取得のために上限の引上げを求める声。
※労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図る趣旨から、日単位での取得が原則とされている。
- このため、労働政策審議会において、時間単位での年休取得の上限を、例えば、年休付与日数の50%程度まで拡大するなど、制度を見直すべく検討（令和7年度に結論）。
- ➔ 労働者の選択肢を拡大し、通院、育児、介護、自己啓発等、個人の多様なニーズに一層対応した働き方を実現。

<労働基準法第39条第4項において、時間を単位の有給休暇の日数が5日以内とされている点について、例えば、年休付与日数の50%まで拡大するなどの改正>

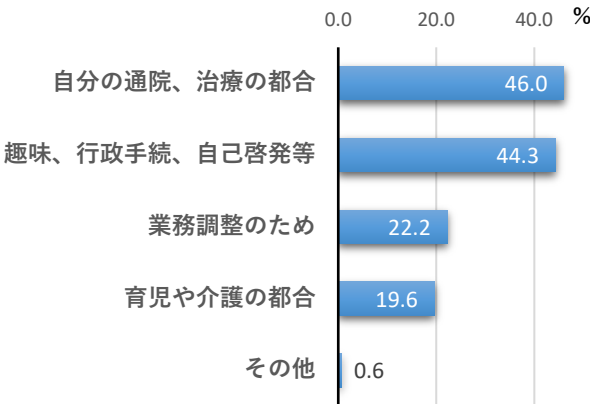
【時間単位年休取得者の希望、取得理由】

- ・時間単位の年休取得者のうち4割は、上限の拡大を希望。
- ・時間単位年休の活用理由としては、通院・治療、趣味・自己啓発等、育児・介護など個人の多様なニーズが挙げられている。

時間単位年休活用者の
上限に対する希望



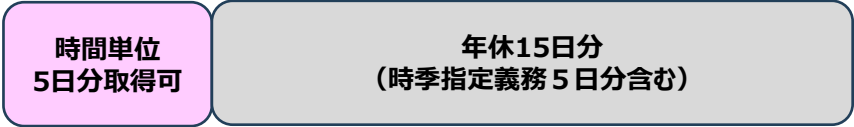
時間単位年休の活用理由



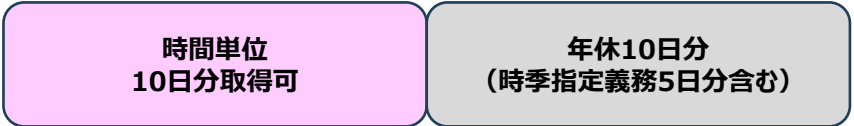
【上限を年休付与日数の50%にした場合】

- ・年休付与日数が20日間（勤務年数6.5年の労働者）の場合、時間単位年休の上限が、現行の5日分から10日分に拡大する。

<現状> 時間単位の年休日数の上限は年5日以内



<改革後> 上限は年10日以内





デジタル・A I 技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

- 現行の労働安全衛生法等で定める**安全義務**（例：ヘルメットの着用）や**技能要件**（免許や技能講習の要件）では、遠隔・自律運転が可能な機械（建設機械など）であっても、**運転席に人が常駐し操作することが前提**となっている。
 - 遠隔操作や無人化での作業の実現のため、**技術の発展に対応した新たなルールを策定すべく、①専門家検討会を設置し、作業ごとに必要な安全義務及び技能要件、機械の技術水準等の検討項目を整理。②当該整理を踏まえ、安全衛生関係法令の改正等を検討・措置。**（①令和7年検討会設置、8年上期整理。②8年上期以降検討、結論を得次第速やかに措置）
- ➔ デジタル・A I 機械の**実装・普及を加速し、建設現場などの深刻な人手不足の解消、生産性向上を実現。**

＜人が乗ることを前提とした労働安全衛生法令（例：労働安全衛生規則第412条におけるヘルメット等の着用義務）について、遠隔操作など作業ごとに要件を整理・改正＞

【無人運転機械をめぐる現状】

・近年、産業の場で使用される様々な機械の無人運転（遠隔運転・自律運転）に関する技術が開発され、一部では社会実装されている。

＜建設機械＞

ブルドーザー、油圧ショベル等

＜クレーン＞

タワークレーン、R T G（港湾の門型クレーン）

＜荷役機械＞

フォークリフト、ストラドルキャリア（港湾でコンテナの搬送を行う機械）、A G V（無人搬送車）

＜農業機械＞

トラクター、田植機、コンバイン等

＜林業機械＞

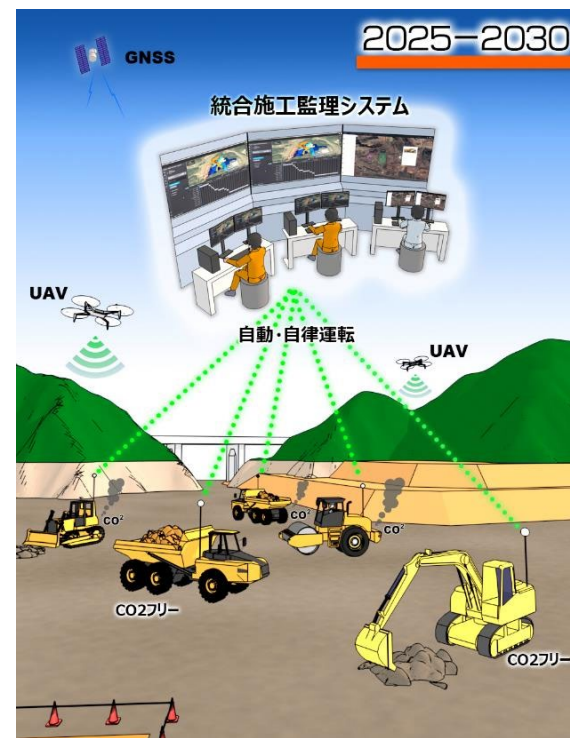
伐木用機械等

【建設機械の遠隔操作例】



【出典】国土交通省提供画像より引用

【将来のイメージ（例）】



【出典】第4回デジタル・A I ワーキング・グループ 大林組提供画像より引用

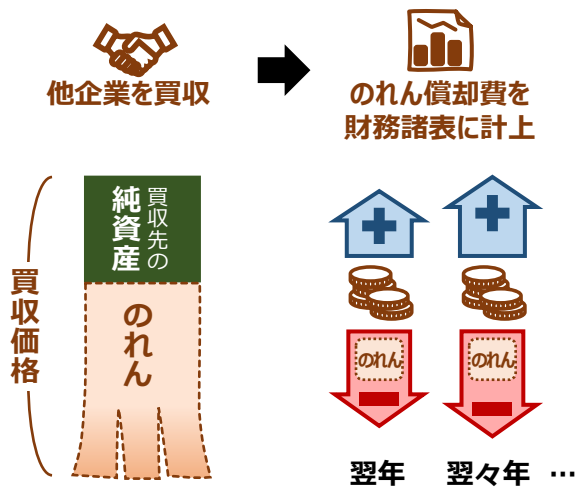


スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討

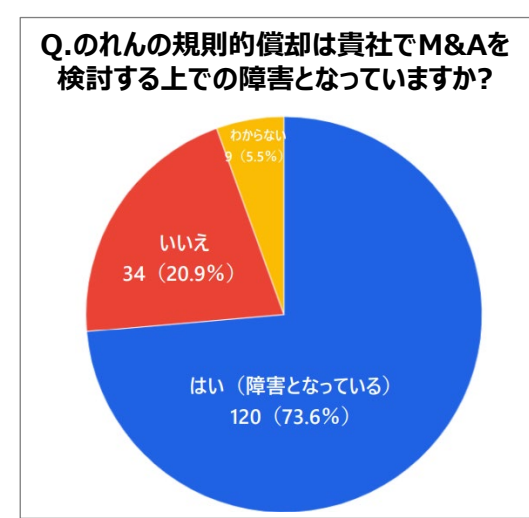
- M&Aで発生する「のれん」※1は、**日本会計基準では定期償却が義務**となっており、その**償却費は営業費用に計上**。
※1「のれん」:企業合併・買収の際の、買収価格と被取得企業の純資産の差額のこと
 - のれんの**償却費が財務報告上の収益を圧迫**し、非償却が適用される**他国企業と同等に評価されないこと等が、M&Aの障害との声**。また、**国際会計基準（IFRS）の適用**は、高額な監査費用等により、**スタートアップ等には困難**。
 - このため、のれんの会計処理の在り方に関し、以下①②を実施。（①令和7年上期措置、②継続的に措置）
 - ① 企業会計基準委員会（ASBJ）で検討が行われるよう**スタートアップから提案されることについてフォロー**
 - ② ASBJにおいてスタートアップの問題意識が十分くみ取られ適切な議論が行われるよう、**検討プロセスも含めフォロー**
- ➔ **スタートアップの投資額10兆円やユニコーン企業※2 100社創出等の目標※3実現に向け、M&Aを通じたスタートアップ・中小企業の成長を後押し。**
- ※2 ユニコーン企業:時価総額10億ドル超の未公開企業。米国708社に対し日本8社(令和7年1月現在)
※3 「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月28日 新しい資本主義実現会議決定)

<ASBJが作成・公表する企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」でのれんを償却としている点を検討。>

【のれんの定期償却】
・のれん償却費が「営業費用」となり、毎期の財務報告上の利益を圧迫し、スタートアップの事業上の制約との声。



【経済同友会のアンケート】
・7割超の企業が、M&Aを検討する上でのれんの償却費が障害となるとの回答。



【日本の上場企業が選択可能な会計基準】
・のれんが非償却なIFRS等は、監査費用が高額で一部の大企業等しか導入できず。

	のれんの償却	国内の適用企業数 (令和7年4月現在)
日本会計基準 (J-GAAP)	あり	約3,500社
国際会計基準 (IFRS)	なし	282社
米国会計基準 (US-GAAP)	なし	6社
修正国際基準 (JMIS)	あり	0社

GAAP: Generally Accepted Accounting Principles
IFRS: International Financial Reporting Standards
JMIS: Japan's Modified International Standards
ASBJ: Accounting Standards Board of Japan



賃金デジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

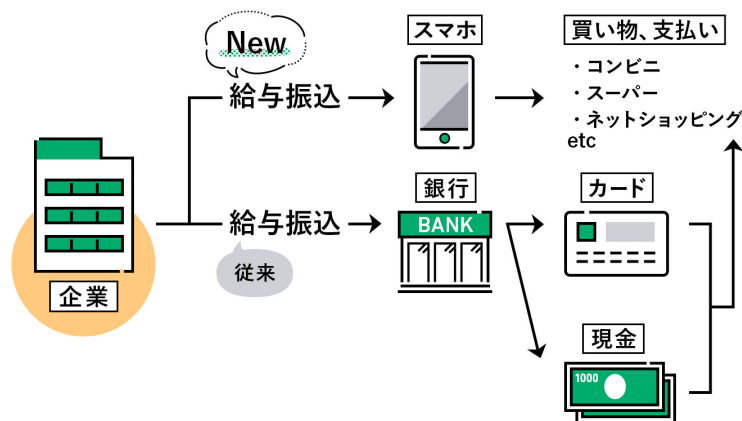
- 現行制度では、資金移動業者(●●pay等のサービス業者)にとって、①**指定審査が長期間にわたること**、②破綻時の利用者の資産保全のための要件として、資金移動業を行うために課される**資金決済法に基づく保証に加え**、賃金デジタル払いを行う場合、支払いの迅速性を担保するため、**労基法施行規則に基づく保証が上乗せで課されること等が参入障壁**との声。
- このため、①Q&A拡充など審査時のポイント明確化等による**審査の迅速化**、②資金決済法の改正※で破綻時の労働者への資金返還の迅速性が担保される場合には、**労基法施行規則の改正等により2階部分の保証を廃止・緩和**。

※令和7年3月7日国会提出、5月15日財務金融委員会に付託

➔ 事業者の新規参入を促進し、**スポットワーカー等の労働者の選択肢の拡大・利便性の向上、キャッシュレスの社会実装を促進**。**指定済みが1社**(令和6年11月時点)**から4社**(令和7年4月4日時点)**に増加**。

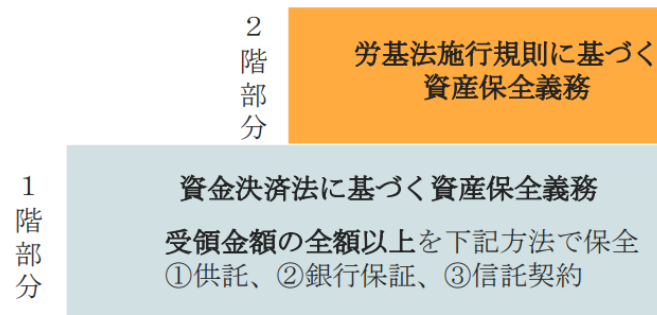
＜労基法施行規則及び厚労省ガイドライン等において、資金移動業者が、資金決済法上の保証とは別の保証の枠組みを有する必要がある要件を廃止・緩和＞

【賃金デジタル払いのイメージ】



【二重保証による資産保全要件】

- ・資金移動業者が破綻した場合、労働者への迅速な資金返還を担保するため、労働基準法施行規則に基づく保証が2階部分として上乗せ。
- ・ただし、改正資金決済法案(令和7年3月7日国会提出)では、保証機関等による労働者への直接返還が可能となり、破綻時の利用者への資金返還が大幅に迅速化(現状170日 ⇒ 30日程度)





水素社会の実現に向けた規制改革

- 水素はカーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーだが、水素の利活用を進めるための環境整備は途上。
 - ①水素ガスの陸上輸送する際に容器ごとに弁が必須（一般高圧ガス保安規則(通産省令)）であるため、欧州で導入が進む水素輸送用の**大容量トレーラの導入が構造上不可能であり、輸送コストが高い。**
 - ②**水素船の燃料充填や容器に係る技術基準が未整備**であり、水素船の商用化に壁（船への水素燃料補給箇所はほぼ皆無）。
 - このため、①**水素ガス容器の技術基準を改正し、輸送コストを低減する大容量トレーラの導入を可能とし、②船舶の燃料用ガス容器の規格や充填施設に係る基準の策定等**を検討。（①令和8年度着手、②8年度検討等）
- ➔ 水素の利活用に係る**投資の拡大・開発を促進し、脱炭素化に向けた水素エネルギーの社会実装**を早期に実現。

＜一般高圧ガス保安規則において、①複数のガス容器を集結して車両に固定する場合、容器ごとに1つの元弁を設けることとされている点を、まとめることができるように改正、②船舶用水素スタンドの技術上の基準等を新規に制定 等＞

【水素ガス運搬トレーラ】

・欧州で実用化されている大容量・低コストで運搬可能なトレーラは、**輸送コストを1/3～1/2に低減する効果が見込まれるが、コンテナ内の十数程度の容器が連結されて1つの弁で閉じられる構造であるため、容器ごとに弁を設けなければならない現行法令の下では利用が不可能。**

	国内既存	欧州モデル
車両イメージ		
全容積	15m ³	39.9m ³
圧力	19.6MPa	30MPa
水素積載量	210kg	850kg
輸送コスト (需要量：小※1)	410円/kg	517円/kg
輸送コスト (需要量：大※2)	527円/kg	161円/kg

※1…1日あたり、距離50km、需要量50kgを想定。
※2…1日あたり、距離100km、需要量500kgを想定。

【水素を燃料とする船舶】

- ・各国でも黎明期である中、我が国でも船舶の燃料用ガス容器の規格や取扱い、**充填施設等に係る基準が未整備。**
- ・ルール策定し、各国に先駆け、**電化が難しい船舶の分野で脱炭素化を実現。**

水素バンカリング実現への取り組み

STEP 1 (～2021) カートリッジ式(Type1&3)

既存ルール・規則範囲
～水素100kg 小型船用

- 水素供給コストアップ
- 積み下ろし時の機材・人員
- 利用できる岸壁が限定
- 大型化(重量、道交法の制約)

➢ ハイドロびんごにおける実船検証

STEP 2 (～2025) Shore to Ship

大容量水素容器の船舶搭載
～水素500kg 中小型船用

- 船舶向け水素ステーション設置費用
- 岸壁から直接バンカリングできる船のサイズは限定的

➢ 水素ステーション設置

➢ 国内メーカーとの船舶向け水素燃料タンクの共同開発

➢ 固定式水素燃料タンクの船舶搭載及び実証

STEP 3 (～2026) Ship to Ship

水素バンカリング範囲拡大
水素500kg～ 中大型船用

- 陸上設備投資の低減
- ゼロエミ船 + 水素バンカリング

➢ 圧縮ガスと液化水素の経済性比較

➢ 大容量の水素タンク及び付帯設備を搭載可能な水素バンカリング船開発



迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進

- 被災時における倒壊家屋の解体・撤去等を、所有者ではなく市町村が公費で行う仕組みとして、**公費解体制度**が存在するが、建物の**所有者が共有者全員の同意を得て申請することが必要**であり、**手続に長期間を要することが課題**。
- 令和6年能登半島地震において、手続の円滑化の施策として、**損害が著しく「建物性」が失われている場合に、共有者全員の同意取得を不要とする事務連絡※**を発出。
※令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（周知）（令和6年5月28日環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、法務省民事局参事官室・民事第二課事務連絡）
- 他方、自治体からは、マニュアルに示された「建物性が認められない例」も少なく、**建物性の判断基準が不明確で判断が困難**との声。また、**判断に要する人材のリソース不足への懸念や申請書類の簡素化等**を求める声。
- このため、①令和6年能登半島地震における建物性の判断の**具体的事例の収集・公表**、②判断において専門的な知見を有する**土地家屋調査士等をプッシュ型で活用する仕組みの構築**、③**申請書類の簡素化・標準化等**を実現。
 （①、②：令和7年度措置等、③令和7年度検討開始、令和8年度結論・措置）

➔ 災害時の迅速な公費解体を可能とすることで、**災害対応力を強化し、迅速な復旧・復興とコミュニティ再生を可能に。**

＜廃掃法に基づく災害廃棄物処理事業に当たって市町村が参照する公費解体・撤去マニュアル（第5版）を改訂し、建物性の判断基準について市町村視点で不明瞭な表現を明確化し、また、公費解体の受付を必要最小限の本人確認方法及び書類で行う旨を明記＞

【建物性の判断基準】

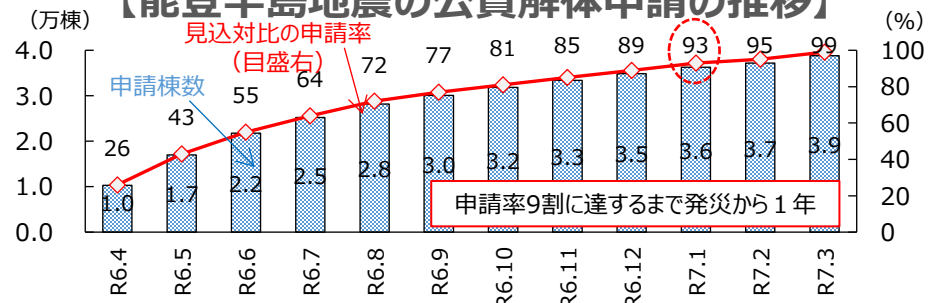
- ・定着性：土地に定着
 - ・外気分断性：屋根及び周壁又はこれに類するものを有する
 - ・用途性：その目的とする用途に供し得る状態
- ※なお、罹災証明における全壊・半壊は、建物の居住のための機能の損害割合を算出するなどし、住家の被害の程度で判定されるもの。
 罹災証明で全壊と判定されても、建物性が認められる場合には、公費解体申請に際し、共有者全員の同意取得が必要。

（出典）「公費解体・撤去マニュアル（第5版）」（令和6年6月改訂、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室） 参考

【建物性が認められない例】



【能登半島地震の公費解体申請の推移】



（出典）「災害廃棄物処理（公費解体）の推進について」（環境省）を基に規制改革推進室作成

（出典）「公費解体・撤去マニュアル（第5版）」（令和6年6月改訂、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）



救急救命処置の範囲の拡大

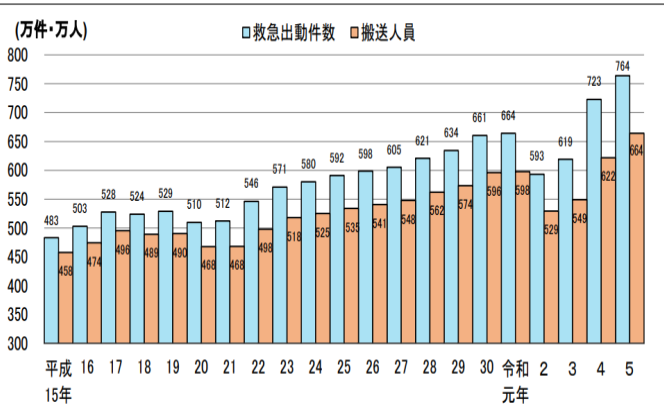
- 高齢者人口の増加も背景に、**救急出動件数・搬送人員が過去最高**となり、**病院収容所要時間も増加基調**となるなど、都市部・地方部問わず、救急医療体制はひっ迫。
 - こうした中、救急救命の現場（救急救命士、病院等）から、**厚労省省令・告示・通知で規定される救急救命処置**(救急救命士が医師の指示の下で実施可能な処置(33処置))について、病院到着を待たず**1分1秒でも早く処置すべき行為の追加を求める声**。
 - このため、救急医療の質の向上を図る観点から、厚労省審議会等において**救急救命処置の範囲の見直しを検討**。
(令和7年度検討開始、8年度結論等)
- ➔ 救急医療のタスクシフト/シェアを進め、**救急医療の質を向上**。災害時などの有事の対応力も強化。

＜厚労省審議会等における処置の安全性、必要性、教育体制等の視点からの検討を経て、処置の追加等する場合には、救急救命士法施行規則第21条、同条に基づく告示又は関係する通知を改正＞

【救急出動件数/搬送人員、病院収容所要時間等の推移】

- ・救急出動件数、搬送人員ともに、令和5年に過去最高を記録。
- ・現場到着時間、病院収容所要時間も増加基調。

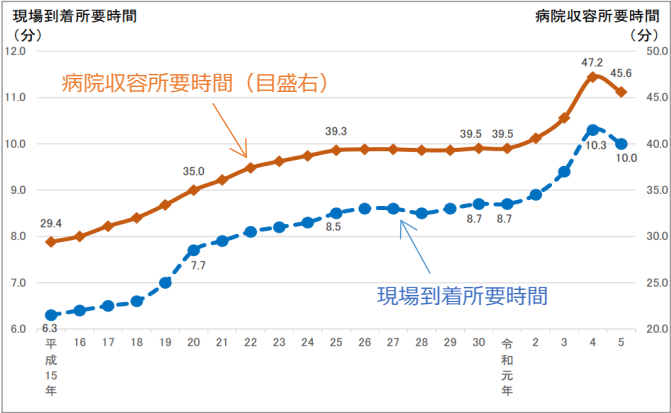
救急出動件数及び搬送人員



(出典)

[左下・中央下]総務省消防庁「令和6年版 救急救助の現況」より引用、[右上(左)]一般社団法人全国救急救命士教育施設協議会より提供、[右上(中央・右)]ヴィアリス製薬合同会社より提供、[右下]第2回健康・医療・介護WG (令和7年3月14日開催) 資料1-2より引用

現場到着所要時間及び病院収容所要時間



【現場から強い要望がある処置例】



アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与
(アレルギーのショック症状に有効な処置)
※1回使い捨ての簡易注射キットによる。



C P A P マスクを用いた非侵襲的人工呼吸
(心不全への呼吸確保に有効な処置)